(行政改革に関する特別委員会)

公 益 社団 法 人及び公益 財団 法 人の 認 定等に 関 する法 律 案 閣 法 第七二号)(衆議 院 送 付 要旨

本 · 法 律 案 は、 民 間 の 寸 体 が 自 発 的 に 行う公益を目 的 とする 事 業 の 実 施 を促進して、 活 力 ある社 会を実 現 す

る た め、 社 4 法 人 及 び 財 4 法 人 の 設 立 の 許 可 及 びこれ らに 対する監督 を 主 務官 庁 の 裁 量 に より 行うこととし

て 11 た 公益 法 人 に 関 す る 制 度 を 改 め、 公 益 社 寸 法 人及び公益 財団 法 人とし ての 認 定及びこれ らに 対 す る 監 督

を 独 立 L た 委 員 会 等 の 関 与 の 下 で 内 閣 総 理 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 が 行 う 制 度 を 創 設 し ようとする も の で あ

り、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

公 益 目 的 事 業 を 適 正 に 実 施 L 得 る公益 法人を認定する制 度 を設けるとともに、 公益 目 的 事 業 の 適 正 な実

施 ഗ 確 保 の た め の 措 置 等 を定め、 もって公益 の 増 進及び 活力 ある 社 会 の 実現 に資することを目的とする。

一、公益目的事業

公 益 目 的事 業とは、 学 術、 技芸、 慈善 その他 の 公益に 関するこの法律 の 別表に掲げ る種類 の 事 業であっ

て、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

1 認定主体

以 上 の 都 道 府 県 の X 域 内 に 事 務 所 を 設 置 する法人、二以 上 の 都 道 府 県 の X 域 内 で 公益 目 的 事 業

を

行 う法 人 又 は 玉 の 事 務 事 業 لح 密 接 な 関 連 を 有 す る 公 益 目 的 事 業 で あっ て 政 令 で 定 め る も の を 行 う

法 人 の 公 益 認 定 は 内 閣 総 理 大 臣 が、 そ れ 以 外 の 法 人の 公益 認 定 は そ の 事 務 所 が 所 在 す る 都 道 府 県 知

がそれぞれ行う。

認定基準

内 閣 総 理 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 以 下 行 政 庁 という。) は、 公 益 認 定 の 申 請 を 行っ た 般 社 4 法

人又は 般 財 4 法 人 が 次 に 掲 げ る 基 準 E 適 合す ると認めるときは、 公益認 定 を す る も の とす

法 人 の 目 的 及 び 事 · 業 につ しし て、 公益 目 的事 業 を主たる目的とすること、 必 要 な 経 理 的 基 礎 及 び 技 紨

的 能 力 を 有すること、 公益法人の 社 会的 信 用を維持する上でふさわしくな L١ 事 業 を行り わ な ١J こと等

法 人の 財 務 につい て、 公 益 目的 事 業比 率 が 百 分の五十以上となると見込まれること

法 人の 機 関 につい て、 同 親族等及び他 の同 の団 [体 (公益法人等を除く。) の 関 係 者が 理 文は

監 事 の 三分の を 超えないこと、 役員等 への 報 酬 が不当に 高 額 な も のとならないこと等

法 人 ത 保 有 す る 財 産 に つ ١J て、 他 の 4 体 の 意 思 決 定 ات 関 与することが できる株 式 そ の 他 の 財 産 を

保 有 し て L١ な ١J こと、 認 定 取 消 し ゃ 合併に ょ ij 法 人 が 消 滅 す る 場 合に 公 益 目 的 取 得 財 産 残 額 に 相 当

す る 額 の 財 産 を 類 似 の 事 業 を 目 的 とする公益 法 人 等 に 贈 与 す る 旨 の 定 款 の 定 め が あ ること

3 欠格事由

公 益 認定 を 取 1) 消 さ れ て か 5 五 年 を 経 過 L な L١ 法 人 玉 税 等 の 滞 納 処 分 が 終了してから三年を経 過

な L١ 法 人 暴 力 4 員 等 が 事 業 活 動 を 支 配 U て l١ る 法 人等 は 公 益 認 定 を 受 け 5 れ な ١,

四、公益法人の事業活動等

公 益 法 人に は 公 益 目 的 事 業 に 係 る収 λ が そ の 実 施 に 要 す る 適 正 な費 用 を償う額 を 超 え な い こと、 公益

目 的 事 業 比 率 が 百 分 の 五十以上となること、 遊 休 財 産 の 額 が 定 額 を 超 え な L١ こと等 が 義 務 付 け 5 れ る。

ま た 公益 法 人は、 収 益 事 業 等 の X 分経理、 役 員 等 ^ の 報 酬 等 の 支給 基 準 の 公表、 財 産 目 録 等 の 備 置 き

閲覧、行政庁への提出等の義務を負う。

五、公益法人の監督

行 政 庁 は、 公益 法 人 の 事 業の 適 正 な 運 営 を 確 保 するため に 必要な 限 度 に お L١ て、 公益 法 人に対し て報告

を 求 め 相 の 理 由 の あ る 場 合 は 勧 告 を 行 Ϋ́ 法 定 の 事 由 に 該当す · る場 合は 公 益 認 定 を 取 IJ 消

六、公益認定等委員会等

内 閣 府 に 有 識 者 七人からなる合議 制 の 公益 認定等委員 会を置く。 内 閣 総 理 大 臣 は、 両 議 院 の 同 意 を 得 て

委 員 を 任 命 U 公益 認 定 の 申 請 に 対 す る 処 分 等 に 際 L て は、 原 則 と し て 公益 認 定 等 委 員 会 に 諮 問 L な け

れ ば な 5 な ١, ま た、 都 道 府 県 に 公益 認 定に 係 る 合 議 制 の 機 関 を 置く。

七、税制上の措置

公 益 法 人 並 び に こ れ に 対 す る 寄 附 を行う個 人及 び 法 人に 関 す る 所 得 課 税 に 関 ŕ 所 得 税 法 人税 及び 相

続 税 亚 び に 地 方 税 の 課 税 に つ しし て の 必 要 な 措 置 そ の 他 所 要 の 税 制 上 の 措 置 を 講 ず る ものとする。

八、施行期日等

- 1 こ の 法 律 は 般 社団法人及び一 般 財 団法人に 関する法律の施 行日から施行する。 公益認定等委員会
- の 設 置 等は、 公布日から起算して一年 六月 , を 超 え な ١J 範 进 内 に お ١J て 政令で定 める日 から施 行する。
- 2 般 社団 法人及び一 般 財団法人に関する法 律 : と 同 樣 の 見 直 し規 定を置